

商品概要説明書

J A加古川南 相続定期貯金（大口定期貯金）

（令和3年4月1日現在）

1. 商品名	・ J A加古川南 相続定期貯金（大口定期貯金）
2. 販売期間	・ 令和3年4月1日（木）～令和3年6月30日（水）
3. 販売対象	・ 金融機関（当 J A以外の金融機関を含む）での相続手続完了後1年以内（相続資産受取日の12か月後の応当月最終営業日）に、相続により取得した資産を原資としてお預け入れいただく個人の方。
4. 期間	・ 1年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）として取扱います。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度	・ 一括預入 ・ 1契約につき1000万円以上 ・ 1円単位 ・ 相続により取得した資産の範囲内
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の大口定期貯金の店頭金利に0.2%上乗せした利率を適用します。 ・ 預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。自動継続日以降は、継続日における店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 20.315%（国税15.315%，地方税5%）の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。又は、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組み入れることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.500%を上乗せした利率） ・ マル優の取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数） 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出

	<p>した当 J A 所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の 6 か月後の応当日以降に解約する場合 次の A および B の算式により計算した利率 (B の算式により計算した利率が 0 % を下回るときは 0 % とします。) のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率 - 約定利率 × 30%</p> <p>B 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数) / 預入日数</p>
<p>11. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息, 要求払い, 決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ, 元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>12. 苦情処理措置 および紛争 解決措置の 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては, 当 J A 本支所または金融共済部金融業務課 (電話: 0 7 9 - 4 2 1 - 3 7 3 8) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し, 迅速かつ適切な対応に努め, 苦情等の解決を図ります。 また, J A バンク相談所 (電話: 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも, 苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は, 次の機関を利用できます。 上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会 (電話: 0 7 8 - 3 4 1 - 8 2 2 7) 東京弁護士会, 第一東京弁護士会, 第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会, 第一東京弁護士会, 第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では, 東京以外の地域のお客様からのお申し出について, お客様の意向に基づき, お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が, テレビ会議システム等により, 共同して解決に当たります。 ・移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお, 現地調停, 移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 加古川南